

自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

弥永 真生

一 問題の所在

わが国で用いられている自動車保険の約款は、保険契約者または被保険者（以下、保険契約者等と略する）に事故の通知義務を課し、事故発生のお知らせがたちになされなかつたとき、または事故内容の通知が、物損事故の場合には遅滞なく、対人事故の場合には事故発生の日から六〇日以内に、なされなかつたときには、原則として保険者が免責される旨を定めている（自家用自動車保険普通保険約款第六章一般条項一四条一六条、自動車保険普通保険約款四章一般条項一四条一六条、自家用自動車総合保険普通保険約款第六章一般条項一四条一六条、自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款三章一般条項一〇条一二条。また自家用自動車共済普通共済約款一四条一六条など）。ところが公表判例には、事故通知義務の懈怠を理由として、保険者の免責を認めたものはほとんど見当たらない（認め

たものとしては業界紙に掲載された後掲④判決を見出しうるのみである。しかも判例がこのような立場をとっている以上、もし、保険者が約款の免責条項を根拠として保険金の支払いを拒絶すれば、裁判にもちこまれるであろうから、実際には、事故通知義務の懈怠を理由として保険金の支払いを拒むことはほとんどないものと推測される。そうであるとするれば、事故通知義務の懈怠による免責を定めた条項を約款中に設ける意義があるのか、また、その条項が差別的に運用されはしないかということが問題となるはずである。そこで、保険者、保険契約者等、被害者の利益を合理的に調整するためには、自動車保険の事故通知義務懈怠の効果としてどのようなものが適当であるかを本稿では考えたい。

二 判例・学説の動向

(一) 判例の動向

自動車保険について、事故通知義務の懈怠の効果が争われた事件に関する裁判例で入手可能であったのは五件にとどまった。

①東京地判昭和四七年六月三〇日判時六七八号二六頁は、被保険者が事故を知った日から約三ヶ月を経過してから事故発生のお知らせをした事案に関するものである。裁判所は「単に右日時を経過したことをもって『遅滞』ありと認めることはできない」「通知が遅れたことよって保険者に何ら保険金支払額が増大するような事情がない場合にまで、保険者の填補責任を全面的に免れしめるのは、極めて、不均衡である」と判示して、保険者の免責を認めなかった。

自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

しかし、①事件はいわゆる六〇日条項の適用を受けない事案であったから、「遅滞なく」の意義を①判決は単に明らかにしたにすぎないとみることも十分に可能であり、形式的には、約款の規定を修正した判決の一つとして①判決を位置づける必要は必ずしもない。

②東京高判昭和五年一月二三日判時八八七号一一〇頁は事故発生から四六日を経過してから事故発生の通知をした事案に関するものであるが、「いつをもつて遅滞とみるかも弾力性があると解せざるをえないし（約款上もその基準は定められていない）、本件の場合……正当な理由がなく通知を遅滞したとまではいえない」と判示して、保険者の免責を認めなかった。②判決では、「正当な理由」がないとまではいえないことが決め手となったようにも読めるし、また約款上に基準がないというのであるから、②判決もまた、形式的には、約款の修正を行った判決であると位置づける必要はない。

③宮崎地都城支判昭和六年三月一七日判時一一八七号一二九頁は事故発生後約一年六ヶ月経過してから事故発生の通知をした事案に関するものである。裁判所は、約款の事故通知遅滞に基づく免責規定は、共済組合が「事故発生を知るのが遅れたことにより被った具体的利益を考慮せずに一切の損害填補をしない趣旨とは解しえず、右通知が遅滞したことにより」共済組合が、「例えば事故調査に支障を生じ或いは損害拡大防止措置を取る機会を失する等して損害を被ったときは、その被った損害の限度で損害の填補の義務を免れる、との趣旨に解すべきであり、こう解することが、右規定の趣旨に照らして合理的であり、契約当事者間の衡平に適うところである」として、共済組合が、「本件事故を知ったのが遅れたことによる具体的不都合は殆どなかったものと推測される」と判示し、免責を認めなかった。③判決は事故通知の遅滞に関する約款規定の修正を行った実質的にはじめての公表判例であると評価できる

が、被害者が原告、共済組合が参加人となっているという特徴をもつ。

④名古屋地判昭和六一年六月一日週刊自動車保険新聞昭和六一年七月二日号二頁は、事故発生を知った日から一年一ヶ月以上経過して事故内容の通知をした事案に関するものであるが、通知が遅れるにつきやむをえない事由はないとしたうえで、保険者が「保険金支払いを拒否することが、本約款条項制定の趣旨に反するとか信義則違反、権利濫用と認めることはできない」と判示し、免責を認めた。④事件では、加害被保険者に高い非難性が認められることが指摘されているが、④判決の理由中からは何ゆえ他の判例と異なり、実質的根拠を示さずに免責条項の適用を認めたのかは明らかではない。

⑤最判昭和六二年二月二〇日民集四一卷一号一五九頁

事故発生後約八ヶ月経過して事故通知がなされた事案に関するものである。裁判所は、通知義務を課している目的および通知義務の法的性質からくる制限が自ずから存するとして、六〇日の期間内に事故通知がなされなかったときには、「常に保険者が損害のてん補を免れうることを定めたものと解するのは相当ではなく」、保険契約者が保険金を詐取し又は保険者の調査等を妨げる目的等、「保険契約における信義誠実の原則上許されない目的のもとに事故通知をしなかった場合においては保険者は損害のてん補責任を免れうるものといふべきであるが」、そうでない場合は保険者が六〇日以内に事故通知を受けなかったことにより損害を被ったときに限り、これにより取得する損害賠償請求権の限度で填補責任を免れうると判示した。そして、⑤事件については、保険契約者等の不当な目的あるいは通知義務の懈怠による損害発生的主張・立証がなかったとして、免責を認めなかった。

(二) 学説等の動向

自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

商法六五八条は保險契約者等の通知義務を定める。これは旧商法(明治三三年法律第三二二号)六五一条に由来する。旧商法六五一条は「被保險者ハ危險……既ニ生シタル後ハ保險者又ハ其代人ニ遲延ナク其危險及ヒ喪失若クハ損害並ニ其大小ヲ通知スル義務ヲ負ヒ其義務背反ニ因リテ生シタル損害ニ付キ保險者又ハ其代人ニ対シテ責任ヲ負フ」と定め、通知義務懈怠の効果として、損害賠償義務を定めていた。法典調査会においても、三二三条⁽¹⁾に關して懈怠の効果は削除されたが、その審議にあたり、岡野委員は「通知ヲ遲滞ナク為ササレハトテ保險契約ニハ毫モ影響ヲ及サスシテ縱令遲滞ノナカラシナランカ保險者ニ於テ實際其損失ヲ被ラサリシコトノ明ラカナルモノニ対シテノミ其實ニ任スヘキモノナリ」と説明しており、通知義務の懈怠の効果については旧商法と同様に考えられていた。そして商法草案三九五条を引きついで、商法(明治三二年法律第四八号)四一一条は「保險者ノ負擔シタル危險ノ發生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク保險者ニ対シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス」と規定するに至つた。懈怠の効果についての規定が削除された理由は「通知ヲ怠リタルトキハ、保險者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任スヘキコト当然ナルニ、其旨ヲ規定シタルハ無用タルヲ免レス」と述べられている。⁽⁶⁾

そして、學說も一貫して六五八条違反によつては保險会社は当然に保險金支払義務を全面的に免れることにはならず、違反により保險者が損害を被つたときにはその損害額を支払保險金額から控除できるととどまると考へて⁽⁷⁾いる。ところで、商法上の通知義務と自動車保險約款上の通知義務は、その趣旨においては相違がないと解されているようである。⁽⁸⁾すなわち、商法と自動車保險約款との相違点としては、①商法上は「損害ノ生シタルコト」を知つたときに通知義務が生ずるのに対し、約款上は「事故が発生したこと」を知つたときとされていること、②義務の履行時期

および方法に関して、商法は、たんに「遅滞ナク」としているのに対し、約款は、事故発生のお知らせについては「直ちに」と規定し、事故内容のお知らせについては「遅滞なく書面で」としていること、③約款は通知すべき具体的事項を列挙していること、が考えられるが、保険事故と損害は同時点で発生すると商法上も解しうるから、文言上の差異はあるが、その趣旨においては相違がないというのである。

そこで、通知義務懈怠につき約款が法律が当初予定していた以上の効果を定めることの適法性はほとんど議論されていないものの、約款の免責条項は、詐欺的な保険金請求のような保険者の利益を著しく危殆に陥れるような場合のみ適用されると考える学説が多数を占めている。⁽¹⁰⁾

三 諸外国の状況

(一) 西ドイツ

西ドイツ保険契約法 (VVG) 三三一条一項は遅滞なく事故発生を通知する義務を保険契約者に負わせているが、その義務違反の効果を定めていない。ただし、VVG 六条三項は「保険者に対して履行すべき保険事故発生後のオプリーゲンハイト違反に関して給付免責が約定されている場合であっても、その違反が故意または重大な過失に基づくときは、約定の効果は生じない。重大な過失に基づく違反の場合は、その違反が保険事故の確定または保険者の負担する給付の確定もしくはその範囲に影響を及ぼさなかった限度において、保険者は給付義務を負う」とする。⁽¹¹⁾ して事故発生のお知らせ義務は保険事故発生後のオプリーゲンハイトであると考えられていた。

ところが判例の積み重ね⁽¹²⁾等を背景として、AKBが改正され、一九七五年一月一日から実施された。新AKBのもとでは、事故発生⁽¹³⁾の通知義務違反が、それによって、自己または第三者に不法な財産利益を得させる目的をもって行われたときにはのみ、獲得された不法な財産利益に関して全額免責の効果が生ずることが原則とされた(七条五項三号)。そして、それ以外の場合は故意による違反であっても保険者の給付免責は一〇〇〇DM(解明義務、損害軽減義務の重大な違反については五〇〇〇DM)に制限された(七条五項二号)。

なお、義務保険(Pflichtversicherung)については交通事故の被害者の直接請求権が認められており、被害者の直接請求に対しては、保険者は保険契約者のオプリーゲンハイト違反を對抗できない⁽¹⁴⁾。

(二) フランス

損害保険法L12312は被保険者は事故の発生を知った日から五日間の期限内に事故の発生を保険者に通知しなければならぬと定める。そして、実務では通知義務の懈怠があったときには失権する旨の約款が用いられているといわれる⁽¹⁵⁾。しかし、その不通告(non-transmission)が単なる遅滞(simple retard)であれば失権は成立せず、それが故意的遅滞(retard abusif)または完全無通告(defiant totaled transmission)の場合に限り失権する⁽¹⁶⁾。また事故発生後の被保険者の失権事由をもって保険者は被害者に対抗できないとされている⁽¹⁷⁾。そして事故発生通知義務の懈怠は事故発生後の失権事由にはならない。

(三) イギリス

イギリスにおいて事故発生⁽¹⁸⁾の通知が保険金請求の前提条件(condition precedent to the liability of the insurance)にあたる場合とそうでない場合に分けて考えられている。前提条件にあたらぬときは、通知義務違反の効果は、保

險者がこうむる可能性のある損害の賠償であり、前提条件にあたる場合には、違反の効果は、保険者の給付免責であると考えられてきた⁽¹⁶⁾。そして、確定された日数で通知期限が定められているときには、それは絶対的な期限であり、“immediately” or “forthwith”とされているときは合理的期間内であつて、正当化できないような遅延がないことを意味し、“as soon as possible”と定められているときは、すべての状況を考慮すると考えられている⁽¹⁷⁾。

このように、保険契約者等にとつて厳しい解釈がされている背景には、「契約の自由」という考え方がイギリスでは強いからである。すなわち、各人は、契約をするかしないか自由であり、契約内容に不服であれば、契約しなければよいのであるから、契約関係に入った以上、契約内容に拘束されるのは当然であり、裁判所は介入すべきではないと考へてきた⁽²¹⁾。裁判所は「自由」を強調し、内容を問うことなく、きわめて形式的な厳格性を重んじてきた⁽²²⁾。

しかし、イギリスにおいても不正契約条項規制法 (The Unfair Contract Terms Act 1977) が設けられるなど、契約条項の内容に規制が及ぶに至つた。ただ、保険契約は適用除外とされた (第一付則 1 a)。その理由としては、危険の範囲を限定する条項と免責条項とを区別することは實際上困難であること、政府と業界とで合意される内部規約によるものが効果的であることなどが挙げられていた⁽²³⁾。そしてそこで想定された内部規約に相当するものとして、一九七七年に英国保険協会とロイズは生命保険以外の保険についての実務に関する勧告を出していた。その勧告中では「原則として契約者は claim と subsequent development を合理的に可能なかぎりすみやかに (as soon as reasonably possible) に報告する以上のことを求められない」とされた⁽²⁴⁾。

(四) アメリカ

従来の多くの判例は、被保険者が事故発生のお知らせを正当な理由なく怠つたときには、通知義務が前提条件自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

(conditions precedent)であることを理由として、保険者に損害が生じた否かを問わず、保険者は給付免責されるとしてきた⁽²⁵⁾。ただ、一部の裁判所は、保険者に損害が生じたことが推定され、被保険者が反証すれば、給付免責はないとしていた⁽²⁶⁾。しかし近年では、通知義務の目的は保険者に調査の機会を与えることにあるから、通知義務の懈怠により損害が生じた場合でなければ免責されないという判決があらわれてきた⁽²⁷⁾。また、「合理的期待」の法理や附合契約における「作成者の不利益に解する」というルール⁽²⁸⁾を根拠に同様の結論を導く判例もある⁽²⁹⁾。さらに立法によって、保険者の損害の発生を要件にする州もあらわれてきた⁽³⁰⁾。ただし、単に正当な理由がないにとどまらず、悪意(Bad faith)によって懈怠した場合には損害の発生は要件とならない⁽³¹⁾。

(五) その他の諸国

事故発生通知義務を法定すると同時に、過失により義務が履行されなかった場合には、義務が履行されていれればこゝろむらなかつたであろう損害額を保険金から控除するという趣旨の規定を有する国が多い(スイス保険契約法三八条二項、イタリア民法一九一五条二項、スウェーデン保険契約法二二条)。なお、イタリア民法一九一五条一項は通知義務違反の効果を保険者免責と定め、スイス保険契約法三八条三項は「保険事故の発生原因である事情を正当な時期に確定することを妨げる目的をもって」通知義務に違反したときには保険者は保険契約に拘束されない(免責)としている。

四 通知義務懈怠の効果

事故発生時に保険契約者に通知義務を負担させる理由としては、通常、以下の三点が挙げられている。①保険者が損害調査活動に必要な資料を適時に入手する必要性があること、②保険契約者は事故発生時の状況を最も早く正確に知りうる地位にあること、③保険経営上、発生しているにもかかわらず、保険者に報告されていない保険事故 (I.B.N.R) を放置することは好ましくないこと、である。⁽⁴²⁾

他方、義務違反の効果として、免責が定められた理由としては、減額主義によると、通知の遅滞により生じた拡大損害の部分が減額されるにすぎず、被保険者の損害額から拡大損害額を減額しても、遅滞なく通知された場合の支払保険金と同じくなるため、通知義務の強制力が無に帰することが挙げられている。⁽⁴³⁾ すなわち、被保険者の義務違反に対する制裁として失権を定め、もって義務履行へのインセンティブとすることが意図されている。したがって現行の約款規定は、保険者の経済利益と保険契約者の経済的利益とを調和させるといふ観点からではなく、通知義務違反に対する一般的予防の観点から、免責を定めるものと解さざるを得ない。なぜなら、通知義務の懈怠があったからといって、保険者に支払保険金全額に相当する損害が生ずることはまれだからである。

さて、すでに検討したように、判例は原則として、約款の規定を骨抜きにするような解決を行い、⁽³⁴⁾ 多くの学説も失権条項を制限的に解する。⁽³⁵⁾ この根拠は通知義務違反の効果が過酷にすぎること⁽³⁶⁾ に求められるのである。ところが、それは、自動車保険における消費者保護的な契約者保護の必要性を前提としなければ説得的ではないように思われる。すなわち、保険者・保険契約者間の経済的利益の均衡が必要であるという観点からは失権条項が不当であるとしても、両者

の交渉力が対等のものと認められるならば、当該条項を有効なものと認めても差しつかえない。保険者・保険契約者間の力関係がアンバランスであるからこそ、失権条項を制限的に解する合理性が生ずる。

自動車保険は自動車保有者にとつて今や必需品とも言うべきものであること、保険契約者と保険者との間には経済的な力の点で大きな差が認められることのみならず、競争者が同様の内容の条項を用いているため、約款内容が明瞭かつ適切に開示されていても、約款を選ぶことができない事情が存することが、失権条項を制限的に解する必要性を支えている。しかも普通保険約款による契約については、「一括承認」か「一括拒否」の自由しか消費者には残されていないのであって、当事者の自由な交渉による契約締結が正義を実現することになると契約自由の原則を支える基盤は失われている。すなわち約款は、一方当事者（保険者）のみによって作成されているのであって、交渉によって妥当な契約内容を形成するという過程は予定されていない。そこで約款で通知義務違反という比較的小さな義務違反に対し、免責という重大な効果を与えたこと自体に保険者側の不手際があつた以上、判例・学説の立場は正当であろう。しかも判例や学説はあまり指摘していないが、通知義務違反の免責規定の最大の問題点は差別的適用の危険性であろう。通知義務違反に基づいて、保険会社が免責を主張する場合は少ないようである。そうであるとすれば差別的適用が問題になる可能性が高い。さらに「全額給付か、全額免責か」という条項の下では、不当な適用のもとたらず害は大きくなる。したがって、免責規定の及ぶ範囲を限定する立場はこの点からも支持できる。

それでは最高裁（⑤判決）や多数説がとる、保険金の詐取等の目的がある場合には全面免責、そのような目的がない場合には保険者が被った損害を支払うべき保険金から控除するという考え方はどのように理解できるであろうか。保険金の詐取等の目的がない場合に減額主義を採ることは、商法六五八条の解釈に沿うものであり、あえて約款の免

責規定をもちだす必要はなくなる。そもそも保険金詐取等の目的で通知義務に違反する場合というのは、現実には保険金詐取目的のぐらいいしかなんであろう。⑤判決は保険者の調査妨害の目的をも挙げるが、保険契約者等が保険金詐取の目的なしに調査を妨害することは、まず考えられない。ところで、事故を仮装したり、故意に招致した場合あるいはアフロス契約の場合には、通知義務違反を理由としなくとも、保険者は保険金支払義務を負わないのであって、通知義務違反に基づく免責規定は意味をもたない。そこで損害額を水増しして保険金が請求された場合ぐらいいし、本免責規定は機能しなくなる。

諸外国の法制あるいは実務は、故意（害意）による義務違反のときには免責、過失による違反のときは減額とする立場を採るものが多い⁽³⁰⁾からわが国の判例・学説とほとんど変わらない。ただし⑤判決は減額の場合の損害の立証責任を保険者に負わせているように読める。このことは、損害が生じていないことの立証が困難であることを考慮すれば妥当であるようにも思われる。他方、⑤判決の立場に立つならば、普通保険約款の通知義務の規定は、保険者にとつて絵にかいた餅となるおそれがあるように思われる。すなわち、通知義務違反に対し、何らのサンクションも加わらないことになりかねない。

通知の遅滞により保険者が損害を被る場合としては、損害が拡大した場合、交渉・裁判等の不手際により賠償額が拡大した場合が考えられよう。事後処理の適切さは、たしかに損害の拡大を防止する観点から重要であるが、交通事故の場合保険者へ通知することによって損害の拡大を防止することができるというより、救護措置の適切さが決め手となる。しかも、被保険者等が損害防止措置をとらなかつたために損害が拡大した場合には商法六六〇条、約款中の他の条項（たとえば自家用自動車保険者普通保険約款一四一条、一五三条一項一号）に基づき拡大損害分を控除し

て保険金を支払うことができる。したがって、通知義務違反に基づく免責条項がなくとも、保険者の経済的利益が保護される可能性が大きい。

他方、賠償額の増大を防ぐため、証拠を収集し、被害者と交渉する面では、通知義務が大きな意味をもつ。保険者自身の防衛権を十分に行使させるためには、適時に事故発生のお知らせを必要とする。また裁判に伴う費用や時間のロス、賠償額増加の可能性を考えると、保険者に損害が生じうるが、それを通知遅滞によって保険者が被った損害であると、裁判所が支払うべき保険金から減額することを認めてくれるかは問題が残る⁽¹⁴⁾。

このように考えてみると、保険者が免責規定を設けたねらいの一つは、損害の存在、額を立証しないでも、自己の経済的利益を守るようにすることであると思われる。また、フランス等では、被害者からの直接請求には通知義務懈怠による免責を對抗できないとされていることを考慮すると、免責規定は保険契約者への制裁を通じて、通知義務の履行を間接的に強制しようとするものに他ならない。さらに、六〇日条項が「伝家の宝刀」といわれることなどを考えあわせると、保険金詐欺、故意の事故招致などの疑いが濃いのが、立証できないような場合に、本免責規定を使うというのかもしれない。詐欺目的等の立証に代えるために本条項を用いることには条項の差別的適用の可能性があることから賛成できないが、通知義務の履行を確保したいという保険者の願いは正当であろう。

たしかに多くの論者が指摘するように保険制度悪用防止を念頭において、通知義務違反につき免責を規定するのは、過剰な効果を定めるものといわざるを得ない。しかし、現在の判例の考え方に立つと、通知義務違反の効果を約款で定めた意味がなくなるように思われる。他方、④判決のような判決が下されると、条項の不平等な適用のおそれが問題となる。

したがって現行法、現行約款のもとでは、「遅滞なく」「ただちに」を柔軟に解釈することによって、免責条項の範囲を絞りこむべきである。すなわち、保険者に何らの意味でも損害が生じていない場合には「遅滞」はないというべきであろう。⁽¹²⁾ なぜなら、一部免責であれ、全部免責であれ、そのような効果を生ぜしめる以上、それに見合った「遅滞」概念を考えるべきだからである。

ただ、このように考えて、保険者側に損害の立証責任を負わせると、保険者の利益が十分に保護されないということになりかねない。そこで、まず現行約款の免責規定は、「保険者に損害が発生していないこと」を保険契約者側に立証させるといふ、挙証責任の転換を定めているとみることが考えられる。しかし、損害の不在の証明はきわめて困難であるから、契約者側に立証責任を負わせると、常に保険者免責ということになり、通知義務懈怠により保険者がこうむる損害と制裁とのバランスがとれないことになる。そうしてみると、保険者側に立証責任を負わせるしかない。

ここで、つぎに、保険者の利益を守るため、保険者は、契約によって、損害額の推定を定めることができるということが考えられる。これについては合理的な推定であれば契約者は不当に害されないから認められるであろう（現行約款の免責規定も、ある意味では、保険金額を損害額と推定するものと見ることができが、合理的な推定ではないから、全部無効にされていると説明することもできよう）。このように考えると、保険者にとって損害の存在、額の立証は容易になる。

たしかに通知義務履行のインセンティブを確保する点からは、損害額の推定だけでは不十分であり、名目的損害の賠償を認めることが考えられなくもない。しかし、通知義務を保険契約者に課す趣旨は、保険者の利益を保護するこ

とにあるから、保険者に損害が生じないような場合には、通知義務の履行を強制する必要はないと思われる。とくに現在では、モータリゼーションも成熟期に入っており、資料も蓄積され、料率も適切に算定され、多少のI.B.N.R.の発生は、保険経営をおびやかすほどではないと考える。

なお、保険者に「損害」が生じたからといって、保険者が必ず一部免責されるわけではなく、保険契約者等が「正当な理由」なく通知義務を懈怠したときに限られる。そして、この場合の「正当な理由」とは無過失を意味すると考えてよい。全面免責を認めるか否かにあたっては、「故意または重過失⁴³⁾」という要件が妥当性をもつ可能性がないとはいえないが、一部免責の是非にあたっては故意・過失の有無で判断しても不都合はないからである。そのような基準と適合するよう、損害額を推定すれば足りよう。

(注)

- (1) 火災保険に関するものであるが、東京地判昭和十二年二月二十八日評論二七卷六号一〇一頁は保険者は適法な時期に適法な通知がないことをもって直ちに保険金支払いを免れるものではないとする(近藤「火災保険約款第一二三条の手續並に其の不履行の効果」損害保険研究四卷四号二八一頁以下参照)
- (2) 石田「自動車保険における損害発生のお知らせ」損害保険研究三五卷第一号一一二頁
- (3) 戸出「従業員が社有車を殺人の凶器に用い、かつ、事故通知が六〇日を越えて行われた場合の保険金支払い義務」ジュリスト八九二号一〇七頁
- (4) 一項「保険者ノ負担シタル危険ノ発生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ保険者ニ通知スルコトヲ要ス」

- (5) 第七九回法典調査商法委員会議事要録七ノ九三
- (6) 商法修正案理由書三四五頁、栗本・帝國商法釋義七三八頁
- (7) 青山「保険契約者ノ負担セル通知義務ニ就テ」法学新報二五卷四号三六頁、五号六六頁、松本・保険法再版増訂一一頁、水口・保険法論訂正増補三八一頁、島賀陽・商行為法二三六頁、大森・保険法一六九頁、田中(誠)・新版保險法一八七頁、西島・保險法(第二版)一四八頁、田辺・現代保險法一六八頁、一六九頁、石田・商法IV一七〇頁等

ただし通知義務の履行は保険金請求権の前提条件であるとする少数説がある(野津・新保險契約法論二九五頁)。

- (8) 佐藤公平「保険契約者・被保険者の各種義務」新損害保険双書2(田辺Ⅱ石田編)二四七頁
- (9) 石田・前掲一六八頁
- (10) 石田「自動車保険における損害発生のお知らせ」増補自動車保険の諸問題一〇三頁、西島(判批)最判昭六二・二・二〇判例評論三四四号六八頁(判時一二四三号二四頁)、田辺(判批)東京地判昭四七・六・三〇判例評論一六八号二五頁(判時六八八号一三一頁)、山下「保險事故発生のお知らせの懈怠に関する免責規定の解釈」法学教室八二号八六頁、佐藤・前掲二五〇頁等
- (11) Bruck-Möller Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 8. Aufl. Bd. I, 1961, SS. 424—
- (12) 一九七四年二月三日まで効力を有していた西ドイツ自動車保険普通約款(AKB)七条五項をめぐる連邦通常裁判所(BGH)の判決は、まず保険者の教示義務を認め、さらに「故意のオプリーゲンハイト違反が保険者の正当な利益を著しく危険にする性質を有し、かつ保険契約者に重大な責任があるときにのみ、保険者の全額の給付免責が生ずる」という立場をとるに至った。これらの判例の紹介としては、山下「普通保険約款論(二)」法協九六卷一〇号三四頁以下、竹瀝「事故発生のお知らせの違反効果について」文研論集七一号二二八頁以下が詳しい。
- (13) Bauer, Die Rechtsprechung des Bundesgerichtshofes zum Verlust des Versicherungsschutzes wegen vorläufiger Verletzung von Obliegenheiten nach dem Versicherungsfall in der Kraftfahrtversicherung, VersR

自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

1972, S.42

- (14) VVG §158c: Vgl. Pross/Martin, Versicherungsvertragsgesetz SS. 670—671.
- (15) Picard et Besson, "Le Contract d'assurance" 4ed, 1975, n° 359
- (16) Picard et Besson, 1975, n° 402
- (17) 責任保険一般のこころを Civ., 15 juin 1931, R.G.A.T., 1931. 801, D.H., 1931. 411, S. 1932. 1. 169 以下を 其の標題 保険のこころをなすに抗せぬものなるべしとす。
- (18) Re Coleman's Depositories Ltd. and Life and Health Assurance Association (1970) 2 K.B. 798; Stoneham v. Ocean Accident (1887) 19 Q.B.D.237
- (19) Ivamy, E.R.H., General Principles of Insurance Law 5th ed (1986) P.399; Colinvaux, R., The Law of Insurance, 5th ed. (1984) p. 155
- (20) Colinvaux, 1984, p. 159
- (21) Printing and Numerical Registering Co. v. Sampson L. R., 19 Eg. 462, 465 (1875)
- (22) Kahn-Freund, English Law and American Law—Some Comparative Reflections (1962) in Selected Writings (1978) p. 336
- (23) Reynolds, F.M.B., "The Unfair Contract Terms Act 1977," Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly, May 1978, p. 208; Samuel, "Unfair Contract Terms Act 1977," 121 The Solicitors' Journal 735
- (24) 931 H.C. Official Report, 4 May 1977, Written Answers cols. 218—220
- (25) Houran v. Preferred Acc. Ins. Co. (1937) 109 Vt. 258, 195 A 253; State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Porter (1980) 221 Va 592, 272 SE 2 d 196; Southern Guaranty Ins. Co. v. Thomas (1976) 334 So 2 d 879; Richmond v. Georgia Firm Bureau Mut. Ins. Co. (1976) 140 Ga App 215.
- (26) Tiedtke v. Fidelity & Casualty Co. (1969) 222 So 2 d 206; Gerrard Realty Corp. v. American States Ins. Co. (1979) 89 Wis 2d 130, 277 NW 2 d863; Henderson v. Hawkeye-Security Ins. Co. (1960) 252 Iowa 29, 106 NW2d 86.

- (27) *Globe Indem. Co. v. Blomfield* (1977) 115 Ari 25, 562 P2d 1372; *Indiana Ins. Co. v. Williams* (1983) 448 NE2d 1233; *Barnes v. Lumbermen's Mut. Casualty Co.* (1975) 308 2d 326; *Johnson Controls, Inc. v. Bowes* (1980) 381 Mass 278, 409 NE 2d 185; *Wendel v. Swanberg* (1971) 384 Mich 468, 185 NW 2d 348
- (28) 山下「普通保険約款論(三)」法協九六卷一二号九三頁以下参照
- (29) *Windl. A.D., Insurance Claims and Disputes*, 2 nd. ed.(1988) p. 12 note 41 以下詳し。
- Great American Ins. Co. v. C.G.Tate Constr. Co.* (1980) 46 NC App 427, 265 SE 2d 467; *State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Johnson* (1974) 320 A 2d 345; *Brakeman v. Potomac Ins. Co.* (1977) 472 Pa 66
- なお被害者保護の視点から論ずるものとして、
- Factory Mut. Liability Ins. Co. v. Kennedy* (1971) 256 SC 376, 182 SE 2d 2727; *Foundation Reserve Ins. Co. v. Esquibel* 1980) 94 NM 132, 607 P2d 1150
- (30) *Md Code 1957 Art. 48A §482; Mass.G.L.A. c175 §8112, 113A(5); Va. Code 1950 §38, 1-381 以下。*
- (31) *Great American Ins. Co. V. C.G. Tate Constr. Co.* (1980) 46 NC App 427, 265
- (32) 佐藤・前掲二四七―二四八頁、また露木「火災保険事故発生のお知らせ」新損害保険双書1(田辺∥石田編)三三〇―三三一頁参照。特に、いわゆる六〇日条項が約款に入れられたのは、昭和四〇年代のモータリゼーションの進展を背景として、IBNRが激増し、保険経営を危うくさせたことが契機となったといわれる(露木・前掲三三五頁等)。
- (33) 露木・前掲三四六頁
- (34) 本文一、参照
- (35) 注(10)の文献参照
- (36) 注(10)に挙げたもののほか、石田「任意保険における通知義務」損害保険双書2(田辺∥石田編)一六五頁、など
- (37) 告知義務違反の場合は悪意または重大な過失が要件であるが、通知義務違反の場合は要件とされていない。
- (38) 新損害保険実務講座八巻一四八頁は追認してもよいとしているし、木宮高彦監修・自動車保険の実務相談二九八頁は

自動車保険における事故通知義務懈怠の効果

事故内容を十分立証できれば保険金の支払いを受けられるとする。さらに西島・前掲注(10)六八頁は「伝家の宝刀」と六〇日条項を評される。また④事件で原告側は免責条項が適用されたことを聞いたことがないと主張した。

(39) 石田・前掲注(10)一七七頁

(40) 田辺・前掲注(10)二五頁、洲崎「自動車保険約款の対人事故通知義務懈怠の効果」民商九七卷五号九一頁

(41) スイスでは、自動車保険については、免責事由は一切被害者に対抗できないとされ(art. 15 et 50, la loi Suisse du 15-3-1932)ベルギーでは強制責任保険について、同様の規定がある(art. 11, la loi belge du 1er juillet, 1956)。

また、イタリアでは約定の最低額までは契約上の一切の免責事由は被害者に対抗できないとする(art. 18, loi italiana du decembre 1969)。

(42) Cf. Couch on Insurance 2 d §49: 50

(43) 「正当な理由」を「故意」または重過失なくと解する見解があるが(石田・前掲注(10)一九二―一九三頁、田辺・前掲注(10)二五頁、佐藤・前掲注(8)二五一頁)、ここで「故意」は詐欺的意図という意味で用いられているようであり、そうであるとすれば重過失を「故意」と同視しうると考えるのは保険者の立証の問題を考へに入れても、乱暴にすぎないか疑問である。